



新潟県公報

平成 25 年
4 月 9 日(火)
第 2469 号

目 次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 323
- 新潟県一般会計補正予算等..... 324
- 指定代理納付者の指定..... 327
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止..... 328
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 328
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定..... 328
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定に係る変更..... 329
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定に係る変更..... 329
- 道路の区域の変更..... 329
- 道路の供用開始..... 331

公 告

- 都市計画の変更の案の縦覧等..... 331
- 開発行為の工事完了..... 331
- 都市計画事業の施行..... 332

選挙管理委員会

- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に伴う収支報告書の要旨の公表..... 333
- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表..... 338
- 政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書の要旨の訂正の公表..... 338
- 同..... 338
- 同..... 339

告 示

新潟県告示第二百四十九号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年新潟県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の補助金等から適用する。

平成二十五年四月九日

新潟県知事 福田 富一

保健福祉部の部障害福祉課の款障害福祉サービス事業所等整備費補助金の項交付の対象である事務又は事業の内容の欄第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第八項に規定する児童デイサービス、同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同欄第三号中「障害者自立支援法第五条第十三項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号中「障害者自立支援法第五条第九項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第二項に規定する居宅介

護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護、同条第八項に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、「共同生活援助」の下に「を行う事業に限る。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十七項に規定する一般相談支援事業又は同項に規定する特定相談支援事業を行う事業所

(障害福祉課)

栃木県告示第250号

平成25年度栃木県一般会計補正予算（第1号）等については、平成25年3月29日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成25年4月9日

栃木県知事 福田 富一

1 平成25年度栃木県一般会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、財団法人栃木県森林整備公社の解散に伴い、同公社の株式会社日本政策金融公庫借入金に係る損失補償を行うため編成したものである。

補正予算の総額は、9億2,750万円の増額となり、既定予算が7,692億2,000万円であったので、補正後の予算総額は、7,701億4,750万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	203,500,000		203,500,000
2 地方消費税清算金	39,109,000		39,109,000
3 地方譲与税	29,500,000		29,500,000
4 地方特例交付金	800,000		800,000
5 地方交付税	126,000,000		126,000,000
6 交通安全対策特別交付金	800,000		800,000
7 分担金及び負担金	4,167,867		4,167,867
8 使用料及び手数料	7,322,196		7,322,196
9 国庫支出金	86,246,159		86,246,159
10 財産収入	2,103,834		2,103,834
11 寄附金	33,686		33,686
12 繰入金	38,166,615		38,166,615
13 繰越金	1,000,000		1,000,000
14 諸収入	120,370,643	15,500	120,386,143
15 県債	110,100,000	912,000	111,012,000
合 計	769,220,000	927,500	770,147,500

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,488,856		1,488,856

2	総務費	31,894,281		31,894,281
3	民生費	87,580,622		87,580,622
4	衛生費	55,326,613		55,326,613
5	労働費	9,417,401		9,417,401
6	農林水産業費	36,938,967	927,500	37,866,467
7	商工費	99,219,453		99,219,453
8	土木費	68,352,677		68,352,677
9	警察費	43,618,791		43,618,791
10	教育費	187,666,570		187,666,570
11	災害復旧費	3,105,747		3,105,747
12	公債費	100,497,022		100,497,022
13	諸支出金	43,313,000		43,313,000
14	予備費	800,000		800,000
	合計	769,220,000	927,500	770,147,500

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 職員費	206,436,315		206,436,315
2 公共事業費	46,750,077		46,750,077
3 建設事業費	50,837,365		50,837,365
4 公債償還費	100,497,022		100,497,022
5 主要義務費	110,243,512		110,243,512
6 税交付金等	43,313,000		43,313,000
7 一般行政費	81,970,434	927,500	82,897,934
8 受託事務費	2,114,107		2,114,107
9 県単補助金	11,442,236		11,442,236
10 県単貸付金	104,582,738		104,582,738
11 災害復旧費	3,143,756		3,143,756
12 直轄事業負担金	7,889,438		7,889,438
合計	769,220,000	927,500	770,147,500

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説明
〔環境森林部〕 公的森林整備事業費	927,500	(財)栃木県森林整備公社の解散に伴う、同公社の(株)日本政策金融公庫借入金に係る損失補償に要する経費 ・損失補償額 927,500千円(うち912,000千円は第三セクター等改革推進債を活用) ・債権放棄額 約22.6億円

2 平成24年度栃木県一般会計補正予算（第7号）

今回の補正予算は、県税収入の増加及び地方交付税の確定等に伴い、歳入歳出予算の整理を行うとともに、今後の財政運営の安定に資するため、財政調整基金の涵養を図ることとして編成したものである。

補正予算の総額は、5億3,300万円の減額となり、既定予算が8,022億5,051万円であったので、補正後の予算総額は、8,017億1,751万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	202,500,000	1,000,000	203,500,000
2 地方消費税清算金	39,535,000	△1,850	39,533,150
3 地方譲与税	28,000,000	289,041	28,289,041
4 地方特例交付金	785,137		785,137
5 地方交付税	135,935,574	4,252,767	140,188,341
6 交通安全対策特別交付金	800,000	△118,096	681,904
7 分担金及び負担金	4,714,380	△98,870	4,615,510
8 使用料及び手数料	7,558,689		7,558,689
9 国庫支出金	107,490,848	△3,234,192	104,256,656
10 財産収入	2,135,216	△120,000	2,015,216
11 寄附金	103,968		103,968
12 繰入金	21,934,264	△197,000	21,737,264
13 繰越金	6,209,057		6,209,057
14 諸収入	133,585,377	△954,000	132,631,377
15 県債	110,963,000	△1,350,800	109,612,200
合 計	802,250,510	△533,000	801,717,510

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,393,141		1,393,141
2 総務費	40,319,627	7,371,000	47,690,627
3 民生費	87,358,165	△100,000	87,258,165
4 衛生費	52,725,847	△1,297,000	51,428,847
5 労働費	12,960,740	△360,000	12,600,740
6 農林水産業費	39,166,191	△702,000	38,464,191
7 商工費	113,988,144	△719,000	113,269,144
8 土木費	88,520,671	△1,658,000	86,862,671
9 警察費	42,155,751	△290,000	41,865,751

10	教 育 費	181,334,862	△ 1,233,000	180,101,862
11	災 害 復 旧 費	4,051,896	△ 627,000	3,424,896
12	公 債 費	95,944,275	△ 331,000	95,613,275
13	諸 支 出 金	41,531,200		41,531,200
14	予 備 費	800,000	△ 587,000	213,000
	合 計	802,250,510	△ 533,000	801,717,510

(3) 歳出 (性質別)

(単位 千円)

区 分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	197,432,002	△ 995,000	196,437,002
2 公 共 事 業 費	64,387,549	△ 1,632,000	62,755,549
3 建 設 事 業 費	45,979,405	△ 384,000	45,595,405
4 公 債 償 還 費	95,944,275	△ 331,000	95,613,275
5 主 要 義 務 費	105,662,339	△ 340,000	105,322,339
6 税 交 付 金 等	41,531,200		41,531,200
7 一 般 行 政 費	107,782,179	5,814,000	113,596,179
8 受 託 事 務 費	2,235,976	△ 394,000	1,841,976
9 県 単 補 助 金	10,307,357	△ 627,000	9,680,357
10 県 単 貸 付 金	120,246,301	△ 922,000	119,324,301
11 災 害 復 旧 費	4,090,886	△ 631,000	3,459,886
12 直 轄 事 業 負 担 金	6,651,041	△ 91,000	6,560,041
合 計	802,250,510	△ 533,000	801,717,510

部局別主要事業

(単位 千円)

事 業 名	予 算 額	説 明
〔経営管理部〕 積 立 金	8,500,000	各基金の積立に要する経費の補正 1 県債管理基金積立金 5,500,000 2 県有施設整備基金積立金 3,000,000

(財政課)

栃木県告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第52条の2第2項の規定により告示する。

平成25年4月9日

栃木県知事 福田 富一

1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂九丁目7番1号

(2) 名称

ヤフー株式会社

2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

ふるさと“とちぎ”応援寄附金

3 指定期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(税務課)

栃木県告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定により、同法第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月9日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称	指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所		停止の内容	停止の期間	サービスの種類
		名称	所在地			
72600456	有限会社上野荘 代表取締役 上野 和也	在宅介護支援ダイサービスうえの荘	日光市鬼怒川温泉 大原853番地	介護給付費及び予防給付費の請求の上限を7割とする。	平成25年5月1日から同年7月31日まで	通所介護 介護予防通所介護

(高齢対策課)

栃木県告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月9日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0912500097	コミュニティネットワークやわらぎ	那須町寺子丙 711-44	有限会社福祉ネットワークやわらぎ	那須町寺子丙 711-43	平成25年4月1日	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型
0912500105	大夢	那珂川町谷田 910-2	株式会社大夢	那珂川町三輪 1080-42	平成25年4月1日	就労移行支援 就労継続支援B型

栃木県告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月9日

栃木県知事 福田 富一

1 薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日	自立支援医療の種類
----	-----	------	-------	-----------

スマイル薬局	下野市北原3378-1	株式会社ピノキオ薬局	平成25年4月1日	育成医療及び更生医療
株式会社ピノキオ薬局 栃木店	栃木市都賀町合戦場212-6	株式会社ピノキオ薬局	平成25年4月1日	育成医療及び更生医療

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
とちぎメディカルセンター 訪問看護ステーション下都賀	栃木市富士見町5-32	一般財団法人とちぎメディカルセンター	平成25年4月1日	育成医療及び更生医療

栃木県告示第255号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成25年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
ウエルシア薬局日光インター店 (寺島薬局日光インター店)	日光市東和町68-1	ウエルシア関東株式会社	平成25年3月1日	育成医療及び更生医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第256号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成25年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類	担 当 す る 医 療 の 種 類
医療法人社団望星会 グリーンタウンクリニック (医療法人社団弘生会グリーンタウンクリニック)	下野市祇園2-3-2	医療法人社団望星会	平成25年4月1日	育成医療及び更生医療	腎臓に関する医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年4月9日から同年5月8日まで一般の縦

覽に供する。

平成25年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 大子那須線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
24	前	那須郡那須町大字寺子乙字上ノ原 4415-1 から 那須郡那須町大字寺子乙字上ノ原 3933-22まで	7.5～9.9	167.2	
	後	那須郡那須町大字寺子乙字上ノ原 4415-1 から 那須郡那須町大字寺子乙字上ノ原 3933-22まで	10.0～12.1	167.2	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小山結城線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
264	前	小山市本郷町3丁目1001-9 から 小山市駅東通り3丁目12-8まで	18.5～31.0	374.0	
	後	小山市本郷町3丁目1001-9 から 小山市駅東通り3丁目12-8まで	18.5～41.2	374.0	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小山都賀線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
296	前	小山市大字小葉字本郷268-2 から 小山市大字小葉字伊勢7-1まで	5.3～6.4	964.0	
	後	小山市大字小葉字本郷268-2 から 小山市大字小葉字伊勢7-1まで	10.2～14.7	964.0	

IV

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 中田原寒井線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	大田原市小滝742-4 から	5.7～10.1	460.0	

337		大田原市小滝770-1まで			
	後	大田原市小滝742-4から 大田原市小滝770-1まで	10.7～16.4	460.0	

栃木県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年4月9日から同年5月8日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月9日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道293号	鹿沼市磯町字当山230-1から 鹿沼市磯町字当山235-1まで	平成25年4月9日
171	一般県道 山内上境線	那須烏山市小木須字水口1664-1から 那須烏山市小木須字市場1808まで	平成25年4月9日
264	一般県道 小山結城線	小山市本郷町3丁目1001-11から 小山市駅東通り3丁目34-24まで	平成25年4月9日
319	主要地方道 矢板那珂川線	大田原市佐久山字新廟所4432-11から 大田原市佐久山字新廟所4427-113まで	平成25年4月9日

(道路保全課)

公 告

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年4月9日

栃木県知事 福田 富一

- 都市計画の種類及び名称
宇都宮都市計画道路3・2・2号鬼怒テクノ通り及び3・3・2号真岡二宮線
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
真岡市寺内字大野原の一部
- 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県真岡土木事務所企画調査部企画調査課及び真岡市建設部都市計画課
- 縦覧期間
平成25年4月9日から同月23日まで

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下野市薬師寺字谷向3178番6、3178番41 (開発行為に関する工事) 下野市祇園二丁目58番の一部	小山市大字羽川524番地2	株式会社フレンド

(都市計画課)

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月9日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画道路事業3・4・201号沼和田川原田線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

II

- 1 都市計画事業の種類及び名称
矢板都市計画道路事業3・4・8号片岡西通り
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

III

- 1 都市計画事業の種類及び名称
足利佐野都市計画道路事業3・4・1号前橋水戸線
- 2 施行者の名称
栃木県
- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、解散した政治団体に係る収支報告書の要旨を次のとおり告示する。

平成25年4月9日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

	(単位 円)	
平成24年解散分		4 支出の内訳
自由民主党氏家支部		經常経費
報告年月日	24.3.1 (24.2.29解散)	備品・消耗品費
1 収入総額	83,990	政治活動費
前年繰越額	83,990	組織活動費
2 支出総額	83,990	選挙関係費
3 支出の内訳		
政治活動費	83,990	自由民主党栃木県傷痍軍人会支部
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	83,990	報告年月日
寄附・交付金	83,990	24.6.5 (24.4.1解散)
		1 収入総額
		前年繰越額
		2 支出総額
		自由民主党栃木県那須郡西部第一支部
		報告年月日
		25.2.12 (24.12.25解散)
		1 収入総額
		前年繰越額
		2 支出総額
		3 支出の内訳
		政治活動費
		組織活動費
		自由民主党栃木ファイナンス支部
		報告年月日
		24.6.6 (24.6.1解散)
		1 収入総額
		2 支出総額
		自由民主党西那須野支部
		報告年月日
		25.2.12 (24.12.25解散)
		1 収入総額
		前年繰越額
		本年収入額
		2 支出総額
		3 本年収入の内訳
		個人の党費・会費 (46人)
		その他の収入
		一件十万円未満のもの

個人の党費・会費 (39人)	52,200
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	550,000
自由民主党栃木県支部連合会	550,000
4 支出の内訳	
経常経費	315,000
人件費	100,000
光熱水費	14,200
備品・消耗品費	100,800
事務所費	100,000
政治活動費	1,269,200
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	200,000
組織活動費	870,000
機関紙誌の発行その他の事業費	199,200
その他の事業費	199,200
その他の経費	200,000

民主党栃木県岩舟町支部

報告年月日	24.12.25 (24.10.31解散)
1 収入総額	18,680,768
前年繰越額	7,670,968
本年収入額	11,009,800
2 支出総額	18,680,768
3 本年収入の内訳	
寄附	10,335,800
個人分	3,360,000
団体分	6,975,800
機関紙誌の発行その他の事業による収入	52,000
会食	52,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	622,000
民主党栃木県第4区総支部	622,000
4 支出の内訳	
経常経費	4,585,708
人件費	3,306,682
備品・消耗品費	1,221,416
事務所費	57,610
政治活動費	14,095,060
組織活動費	235,816
選挙関係費	20,000
機関紙誌の発行その他の事業費	379,220
宣伝事業費	15,000
その他の事業費	364,220
寄附・交付金	13,323,024
その他の経費	137,000

5 寄附の内訳	
(個人分)	
藤沼 仁至	360,000 栃木市
保母 スズエ	1,500,000 小山市
保母 欽一郎	1,500,000 下都賀郡岩舟町
(団体分)	
(株)グンエイ	750,000 群馬県太田市
(株)コーシン	4,700,000 小山市
三正運輸(株)	200,000 小山市
(株)足利モール	70,000 足利市
(株)ハウス式拾壹	155,800 足利市
(有)ウエルネス	1,000,000 下都賀郡野木町
年間五万円以下のもの	100,000

民主党栃木県第4区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名 山岡 賢次

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日	24.10.4 (24.8.10解散)
1 収入総額	24,631,884
前年繰越額	7,753,948
本年収入額	16,877,936
2 支出総額	24,631,884
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費 (1,724人)	1,842,000
寄附	2,057,000
個人分	435,000
団体分	1,622,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	3,732,500
懇親会	183,000
新春の集い	3,549,500
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	8,000,000
民主党	8,000,000
その他の収入	1,246,436
家賃	300,000
宣伝用自動車の譲渡	500,000
金銭以外のものによる寄附相当分	300,000
一件十万円未満のもの	146,436
4 支出の内訳	
経常経費	16,973,859
人件費	9,608,829
光熱水費	522,236
備品・消耗品費	2,896,562
事務所費	3,946,232

政治活動費	7,658,025	寄附	5,010,000
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	622,000	個人分	2,000,000
組織活動費	1,843,223	団体分	2,890,000
機関紙誌の発行その他の事業費	4,870,302	政治団体分	120,000
宣伝事業費	264,904	その他の収入	173
その他の事業費	4,605,398	一件十万円未満のもの	173
寄附・交付金	944,500	4 支出の内訳	
5 寄附の内訳		經常経費	2,547,736
(個人分)		人件費	860,000
斎藤 鉄男	100,000 真岡市	光熱水費	56,885
宮本 英男	100,000 小山市	備品・消耗品費	710,123
年間五万円以下のもの	235,000	事務所費	920,728
(団体分)		政治活動費	2,984,505
広沢土地倉庫(株)	60,000 東京都目黒区	組織活動費	330,850
東商自動車(株)	60,000 東京都大田区	機関紙誌の発行その他の事業費	2,601,365
井草花本(株)	120,000 足利市	機関紙誌の発行事業費	1,248,740
(株)白門保険事務所	60,000 東京都世田谷区	宣伝事業費	1,352,625
(株)てまりや	60,000 足利市	その他の経費	52,290
(株)エス・ケーガス	60,000 真岡市	5 寄附の内訳	
(有)ピーエス物産	60,000 佐野市	(個人分)	
(株)オフィースマリエ	60,000 真岡市	高橋 修司	2,000,000 小山市
(有)グランドホテル静風	60,000 真岡市	(団体分)	
初谷建設(株)	60,000 佐野市	(医)厚友会城西病院	70,000 茨城県結城市
(株)千代田	60,000 茨城県古河市	(株)藤本畜産	70,000 下都賀郡野木町
関口商事(株)	60,000 栃木市	潮田建設(株)	210,000 小山市
滝沢ハム(株)	60,000 栃木市	(有)丸和小山ハウジング	70,000 小山市
(株)松本組	60,000 栃木市	(株)オーエヌシー	270,000 小山市
関彰商事(株)	60,000 茨城県つくば市	(株)エヌエスケイ	100,000 小山市
(株)アスワン	60,000 栃木市	湧井建設(株)	80,000 小山市
(株)荒川電気工業	66,000 小山市	(株)しもふさの里	70,000 茨城県結城市
(株)渡辺電設	60,000 足利市	(株)小山環境美化センター	70,000 小山市
(株)足利モール	120,000 足利市	(有)大木製作所	570,000 小山市
(株)ハウス-貳拾壱	120,000 足利市	オリーブ	70,000 小山市
(株)ナカエ興業	60,000 東京都板橋区	タカコー(株)	70,000 小山市
年間五万円以下のもの	176,000	(株)いなば園	70,000 東京都中央区
みんなの党栃木県議会第5支部		(株)マルタカ	70,000 栃木市
報告年月日	24.12.6 (24.12.1解散)	(有)久松コーポレーション	70,000 小山市
1 収入総額	5,532,241	(株)須賀建設	70,000 小山市
前年繰越額	522,068	(株)クラスター	70,000 小山市
本年収入額	5,010,173	(有)蛸屋菓子店	70,000 小山市
2 支出総額	5,532,241	(株)ネジのタムラ	120,000 小山市
3 本年収入の内訳		岸板金工業所(有)	100,000 小山市
		年間五万円以下のもの	

530,000	3 本年收入の内訳
(政治団体分)	その他の収入 43
年間五万円以下のもの	一件十万円未満のもの 43
120,000	
隆心会	大貫たかひさ後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名 大貫 隆久	報告年月日 24.3.27 (24.3.25解散)
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宇都宮市議会議員	1 収入総額 582,583
報告年月日 24.3.27 (24.3.25解散)	前年繰越額 582,583
1 収入総額 1,297,285	2 支出総額 0
前年繰越額 1,297,285	
2 支出総額 0	おのづか久枝をはげます会
秋山幸男後援会	報告年月日 24.6.18 (24.6.17解散)
報告年月日 24.4.24 (24.3.31解散)	1 収入総額 0
1 収入総額 0	2 支出総額 0
2 支出総額 0	小山の底力、誇れる未来をつくる会
荒井仁市後援会	報告年月日 25.2.1 (24.12.31解散)
報告年月日 25.1.29 (24.12.31解散)	1 収入総額 0
1 収入総額 10,000	2 支出総額 0
前年繰越額 1,990	
本年收入額 8,010	小山を考える市民の会
2 支出総額 10,000	報告年月日 24.6.18 (24.6.17解散)
3 本年收入の内訳	1 収入総額 0
個人の党費・会費 (1人) 8,010	2 支出総額 0
4 支出の内訳	鹿沼市との合併を実現する会
経常経費 10,000	報告年月日 24.3.30 (24.3.30解散)
人件費 10,000	1 収入総額 266,437
石井万吉後援会	前年繰越額 266,437
報告年月日 25.1.23 (24.1.17解散)	2 支出総額 0
1 収入総額 0	栗川仁後援会
2 支出総額 0	報告年月日 24.4.11 (24.1.1解散)
猪瀬しげお後援会	1 収入総額 2,690,615
報告年月日 24.12.7 (24.11.19解散)	前年繰越額 2,690,615
1 収入総額 8,233	2 支出総額 2,690,615
前年繰越額 8,233	3 支出の内訳
2 支出総額 0	政治活動費 2,690,615
岩崎としみち後援会	寄附・交付金 2,690,615
報告年月日 25.2.5 (24.12.27解散)	こたき信光後援会
1 収入総額 255,181	報告年月日 25.2.12 (24.12.25解散)
前年繰越額 255,138	1 収入総額 161,054
本年收入額 43	前年繰越額 161,054
2 支出総額 0	2 支出総額 161,054
	3 支出の内訳
	経常経費 161,054

人件費	161,054	前年繰越額	21,417
		2 支出総額	0
すずき俊夫と共に進む会		船山ゆきお後援会総連合会	
報告年月日	25.1.15 (24.8.30解散)	報告年月日	24.3.2 (24.2.28解散)
1 収入総額	15,602	1 収入総額	0
前年繰越額	15,602	2 支出総額	0
2 支出総額	0		
政治結社大日本美鷹連合		古澤悦夫後援会	
報告年月日	24.2.27 (24.2.27解散)	報告年月日	25.1.10 (24.12.31解散)
1 収入総額	0	1 収入総額	260,971
2 支出総額	0	前年繰越額	142,971
		本年収入額	118,000
		2 支出総額	259,930
思志会		3 本年収入の内訳	
報告年月日	24.12.21 (24.12.1解散)	寄附	30,000
1 収入総額	0	個人分	30,000
2 支出総額	0	その他の収入	88,000
		一件十万円未満のもの	88,000
田崎博之を励ます会		4 支出の内訳	
報告年月日	25.3.13 (24.12.31解散)	政治活動費	259,930
1 収入総額	0	組織活動費	169,930
2 支出総額	0	選挙関係費	90,000
		5 寄附の内訳	
那須烏山市の明日をひらく会		(個人分)	
報告年月日	24.12.26 (24.12.20解散)	年間五万円以下のもの	30,000
1 収入総額	735,889		
前年繰越額	255,889	ましこ岩夫後援会	
本年収入額	480,000	報告年月日	25.1.4 (24.12.25解散)
2 支出総額	307,134	1 収入総額	50,000
3 本年収入の内訳		前年繰越額	50,000
個人の党費・会費 (24人)	480,000	2 支出総額	0
4 支出の内訳			
経常経費	67,134	柳田崇夫後援会	
人件費	50,000	報告年月日	24.10.3 (24.9.10解散)
備品・消耗品費	17,134	1 収入総額	0
政治活動費	240,000	2 支出総額	0
組織活動費	240,000		
日本一誇れるまちをつくる会		山口幸照後援会	
報告年月日	24.6.18 (24.6.17解散)	報告年月日	25.3.13 (24.12.31解散)
1 収入総額	0	1 収入総額	1,906
2 支出総額	0	前年繰越額	1,906
		2 支出総額	1,906
平山たけし後援会		3 支出の内訳	
報告年月日	24.10.17 (24.10.9解散)	経常経費	1,906
1 収入総額	21,417	備品・消耗品費	1,906

栃木県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、政治団体の平成23年分に係る収支報告書の要旨を次のとおり告示する。

平成25年4月9日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

(単位 円)

小野寺尚武を働かす会

うへの明宏後援会

報告年月日

25.2.26

報告年月日

25.3.19

1 収入総額

216,026

1 収入総額

0

前年繰越額

216,026

2 支出総額

0

2 支出総額

0

栃木県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、白石としたか後援会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成24年11月30日栃木県選挙管理委員会告示第94号）の一部を次のとおり訂正する。

平成25年4月9日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成23年に係る収支報告書の要旨において、「白石としたか後援会」の収支報告書の要旨のうち

「5 寄附の内訳

(個人分)

白石 資隆

10,000,000 小山市

を

年間五万円以下のもの

85,000

」

「5 寄附の内訳

(個人分)

白石 資隆

8,680,000 小山市

阿久津 喜代子

150,000 小山市

山内 亮二

70,000 小山市

に改める。

粕田 良一

1,000,000 茨城県古河市

渡辺 昭

100,000 茨城県古河市

年間五万円以下のもの

85,000

」

栃木県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、福田富一暮らしと政治研究所から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成24年11月30日栃木県選挙管理委員会告示第94号）の一部を次のとおり訂正する。

平成25年4月9日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成23年に係る収支報告書の要旨において、「福田富一暮らしと政治研究所」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年収入の内訳

寄附

5,520,000

を

個人分

4,920,000

政治団体分

600,000」

「3 本年収入の内訳

寄附

5,520,000

に、

個人分

5,270,000

政治団体分

250,000」

「4 寄附の内訳

(個人分)

片山 重磨	1,500,000	宇都宮市	
鈴木 栄一	1,500,000	宇都宮市	
鈴木 直子	1,500,000	宇都宮市	を
年間五万円以下のもの	420,000		

(政治団体分)

知友会	600,000	日光市	」
-----	---------	-----	---

「4 寄附の内訳

(個人分)

片山 重磨	1,500,000	宇都宮市	
鈴木 栄一	1,500,000	宇都宮市	
鈴木 直子	1,500,000	宇都宮市	
浅場 次男	350,000	日光市	に改める。
年間五万円以下のもの	420,000		

(政治団体分)

知友会	250,000	日光市	」
-----	---------	-----	---

栃木県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、西川地区上河内地区後援会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成24年11月30日栃木県選挙管理委員会告示第94号）の一部を次のとおり訂正する。

平成25年4月9日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成23年に係る収支報告書の要旨において、「西川公也上河内地区後援会」の収支報告書の要旨のうち

「2 支出総額		0」	を
「2 支出総額		2,000」	に改める。